

江府町地域情報通信基盤工事分担金徴収条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、江府町地域情報通信基盤工事分担金徴収条例(平成24年江府町条例第8号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(分担金の減免)

第2条 条例第6条に規定する分担金の減額又は免除(以下「減免」という。)の対象となる者は、定住促進及び産業振興を目的に、町内に住所又は事業所が町内に所在し登記されているもののうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 住居又は事業所(借家等の場合、所有者の同意得たものに限る)に条例別表に定める新設工事をしようとする者。ただし、3年以内に既存の光回線を廃止した者は除く。
- (2) 住居又は事業所の解体及び改修のため、条例別表に定める撤去工事及び仮設(一時移転)に必要な新設工事をしようとする者。
- (3) 町長が特に認めた者。

2 前項の規定により分担金の減免を受けようとする者は、条例別表に定める工事を行うまでに分担金減免申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の申請があったときはその内容を審査し、その結果を当該申請者に分担金減免決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

4 分担金を減免する額は、別表のとおりとする。

(その他)

第3条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

区分	減免額等
第2条第1項第1号から第2号に該当する者	免除(上限20万円)
第2条第1項第3号に該当する者	町長が別に定める額

様式第1(第2条関係)

減免申請書

[別紙参照]

様式第2(第2条関係)

減免決定通知書

[別紙参照]